

岩手県選挙管理委員会告示第 84 号

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 19 年 7 月 6 日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野 村 弘

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示

岩手県選挙等執行規程（昭和 57 年岩手県選挙管理委員会告示第 11 号の 2）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後			
<p>様式第80号の5（第137条関係）</p> <p>（参議院比例代表選出議員の選挙において投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所における掲示）</p>			<p>様式第80号の5（第137条関係）</p> <p>（参議院比例代表選出議員の選挙において投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所における掲示）</p>			
	参議院 名簿届出 政党等 の名称	〔略〕	(ふりがな) 参議院名簿登 載者の氏名	(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	〔略〕
	略 称	(ふりがな)				
	参議院名簿登 載者の氏名	(ふりがな)				
注 〔略〕			注 〔略〕			
備考 改正部分は、下線の部分である。						

附 則

この告示は、平成 19 年 7 月 6 日から施行する。